

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2338号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>



晴朗

もくじ

論 活 政 情 情 情

説 動 策 報 報 報

21世紀農山村と自治体の役割……………	京都大学教授 祖田 修……………	(2)
地方税財源拡充強化全国大会を開催「地方六団体」……………	……………	(5)
地域ITの推進……………	……………	(6)
カプセルNOW & NEW……………	……………	(9)
牛乳の時間……………	……………	(10)
政策リーダー……………	……………	(11)

写真募集

●写真募集●
本誌表紙に掲載の写真を募集しています。
四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。
送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

公立病院の経営が大変だ
というので、患者を減らさ
ぬ方策として「さん」づけ
から「さま」づけにしよう
という考え方が検討されている。バ
カげた話で、患者は呼び捨てにされ
ないかぎり、どう呼ばれようと病氣
を早く癒してくれるほうが有難い。
ただ、一時ハヤつた「さあ、おと
さん脈を測りましょう」「さあ、お
ばあちゃん着物を脱いで」を年端も
ゆかぬ看護婦にいわれるとムツとす
るようだ。

タダの公共投資

を「さま」
に変えるよ
うな見えすいたことをやめて、病院
の待合室の壁に名詩を出したらどう
だろう。ニューヨークの州立大学病
院の壁にはこんな言葉があると神渡
良平氏が紹介していた。
大きなことを成し遂げるために力
を与えてほしいと神に求めたのに、
謙遜を学ぶようにと弱さを授けた。
より偉大なことができるようにと健
康を求めたのに、よりよきことがで
きるようにと病弱を与えられた。幸
になるうとして富を求めたのに、賢
明であるようにと貧困を授けた。世
の人々の賞讃を得ようとして成功を
求めたのに、得意にならないように
と失敗を授けた。求めたものは一つ
として与えられなかったが願いはす
べて聞き届けられた。神の意に添わ
ぬ者であるにもかかわらずすべて叶
えられた/私はあらゆる人の中でも
っとも豊かに祝福されたのだ。
病院の待合室でこの詩を読んだ患
者のうちの何人かは、自分の病氣や
人生に対する考え方を変えたに違い
ないと思う。日本の町村にも沢山の
名言や訓戒がある。いま、経済はき
びしく地方行政の運営も萎縮しがち
である。こ
んなとき、
金のかから
ぬ方策として、すばらしい地方出身
者の言葉を復活し住民のみなさんに
送ったらどうだろう。すばらしいヒ
ール剤になると思う。たとえば新潟
会津八一氏が自宅に郷土出身の学生
を泊らせていたとき、「学則」を書
いて欄上に貼った。
一、ふかくこの生を愛すべし。一、
かえりみて己を知るべし。一、学芸
を以て性を養つべし。一、日々祈面
目あるべし。
時にはタダの公共投資も悪くなか
らう。

(評論家 草柳大蔵)

論 説

視 点



祖田 修(そだ おさむ)
1939年 島根県生まれ。京都大学農学部農林経済学科卒業。1990年より京都大学教授(農学研究科)、1998年 放送大学客員教授を兼務。農学原論、地域経済論を専攻し、中央と地方、都市と農村の視点から研究。食料・農業・農村基本問題調査会委員(農村部会長)、国土審議会特別委員等を歴任。主要著書に『農学原論』『地方産業の思想と運動』『都市と農村の結合』『コメを考える』など。

二十一世紀農山村と自治体の役割

京都大学教授 祖田 修

一世紀は百年だから、二十一世紀を論じるとは百年間を論じることである。しかしそれはとても不可能なことだと思つ。だが広報部からの依頼は二十一世紀となつて

一、二十一世紀に向けて

二十一世紀は、産業革命以降の約二〇〇余年に及び、近代社会に起こつた問題を解決すべき世紀であり、宇宙船地球号の中で、人類が自ら自己を律しうるかどうかという、自己創造のドラマが展開する世紀である。結論から先にいえば、二十一世紀は「大地の世紀」、「着土の時代」である。すなわち、大地・自然、農業・農村にしっかりと根を下ろし、地に着いた文化

いる。あえて、出来る限り長期の見通しの中で、お互い顔の見える地域単位である町村の将来を考えてみることにした。

・文明の創造を目指すべき世紀である。そしてその中核に町村がある。かつてあるテレビ局が、二十一

世紀中に起こる大きな問題や変化は何かとのアンケートをしてきたが、私は、「環境問題の解決」と「人間の欲望のコントロール」が重要であり、また大きな変化は、「国境と戦争がなくなる」と「答えた。それは、グローバル・リー

ジョナリズムの考えに立つ私の思いであった。

グローバル・リージョナリズムとは、国境の意味が薄らぐと同時に、地域の意味と地球規模の世界

二、二十世紀の成果と問題

二十世紀までのいわゆる近代文明は、人類に「工業と都市」という、大きな贈り物をした。工業は、私たちに物的な豊かさをもたらした。勞せずして遠くのものを見、

聞き、遠くの人と話し、一日で地球の裏側まで飛んで旅行する。日常生活では、さまざまな電気製品や車によって利便は極まり、飽食の生活を楽しめるようになったのである。かつてはお祭りや遠足の日のご馳走を、こともなげに朝食で食べている。

また都市は、人間の二〇八の煩惱を封じ込めず、どこかあつたらんと快活に解放してしまふ自由の世界をもたらした。都市では、自分の責任において、人は多様な職業の中から自らが好むものを選び、成功と没落、喜びと悲しみ、

の意味が、同時に大きくなるとする。地球規模の地域主義である。

そこでは地域社会が直接世界に姿を現わし、心と文化の交流を繰り返すのである。

笑いと涙のうちに一生を過ごしたのである。この物的豊かさによってこそ、近代文明のもたらした、閉鎖的・拘束的中世世界に代わる贈り物だったのである。

だが天は二物を与えず、私たちは持つほど、それに倍する欲望を膨らませ、とすれば「エコノミック・アニマル(経済動物)」と化した。そして自由の前に自利心や義務を置き去りにし、個人的権利のみを前に押しだし、社会の潤滑油は失われた。その結果が環境・公害問題であり、「ゴミ問題」であり、犯罪の問題である。並木正吉氏はかつて、「所得倍増、欲望四倍、犯罪一〇倍」と表現した。最近頻発する説明のつかない短絡した思考、不気味な事件の増加がこのことを証明している。

論 説

こうして私たちは、二十一世紀に向かつて、トータルな人間的存在となるべく、二十世紀に残された諸問題を解決すべく努力しなければならぬ。それにはバランスのとれた総合的価値の実現、言い換えれば、経済価値、生態環境価値、生活価値の三つの主要な価値の調和の実現が二十一世紀の目標であると考える。今はこの三つの価値はしばしばトレードオフの関係にあり、相互に矛盾している。

三、二十一世紀における農業・農村の位置

さて、二〇世紀は巨大な文明的所産によって、私たちの生活は飛躍的に便利かつ豊かになったが、大地・自然は忘れられ、農業・農村は軽視された。日本農業は今や十分に展望を開けないままに二十一世紀を迎えた。

米でも肉でも、高いより安い方がよい。これは幼稚園児でも分かることだ。近代経済システムは、自由、効率性、市場開放と、単純かつ明かな経済原理の上に構築された。しかしもはや、経済合理性が錦の御旗になった時代は終わった。経済の原理は、なお機能しなければならぬ人間活動の原理であるが、自然生態環境の原理、人間らしい生活の原理によって、大きく修正されるべきものとなった

経済のさらなる活性化を望めば環境を汚し、生活とりわけ心の豊かさから遠くなる。環境問題を解決しようとするれば、自己抑制しライフスタイルを変え、経済活動にも膨大なコストがかかるといった具合である。

だが、いかに困難であつても、それを実現しなければ私たちの存在そのものが危うくなる時代を迎えている。

のである。この視点から見たとき、日本農業は新たな展望を得る。

新基本法（食料・農業・農村基本法）のための調査会において、委員の間では、価格政策に代わって、ヨーロッパで採用されている所得補償政策＝直接支払政策が、概して好評であつた。それで農業予算が減らせると踏んだ人もあつたかもしれない。しかしたいいてい委員は、ともすれば過剰生産や環境悪化に結びつきやすい価格支持政策はもはや限界であり、国土を保全し、景観を守り、洪水を防ぎ、あるいは安全な農産物を供給する農家や集落などに対し、直接に財政的支援を送る直接支払政策の方が、予算の使い方として新時代にふさわしいと考えたのである。

る。平地に対する傾斜地、都市近郊に対する遠隔山村といった条件不利地域農業、環境保全型農業の育成である。

もし条件不利地域に対する支援を理念的に妥当とするなら、日本は「条件不利国」であり、日本農業は世界農業とりわけ条件有利のアメリカ、カナダ、オーストラリアなどの新大陸型農業に対し、相当の国境措置や財政支援が必要だということになる。ところが、国内の地域問題から、国際間の問題になった瞬間に、なぜか「安いものを大量に供給する国があるのに、なぜ国内生産にこだわるのか」、貿易自由化こそ国際化時代の流れである」との主張が変わる。

しかし私にいわせれば、国際化時代だからこそ、もう少し自給を大切にしなければならぬ。世界の森林率を調べてみると、イギリス九％、EU全体としては二七％、アメリカ二三％、中国一七％、日本六八％となっている。日本が急傾斜山岳国だということもあるが、先進国の中では日本は異例に森林率が高い。中国は人口増

四、地域政策の重要性

現在の農村は、仮りに農業発展の条件が整ったとしても、それだけで生きていけるわけではない。

加と、食生活向上で今後大量の農地を必要としながら、もはや開発の余地はなく、今後大量輸入国となる可能性が高い。東南アジアは自らの人口増と、日本の大量木材輸入によって、急速に森林率を下げていく。アフリカでは過放牧や農地開発で砂漠化が進んでいる。南米ではますます勢いで森林開発が進んでいる。

日本は食料のカロリー自給率四〇％、木材自給率二〇％、水産物自給率五〇％に見られるように、世界の環境破壊にもっとも大きく加担している。しかも国内農地を大量に遊ばせている。二十一世紀は人類の存亡をかけた環境の世紀ともいわれる。国際化時代であるからこそ、自国の資源を活用し他国への迷惑を少なくし、地球環境の保全に力を入れなければならない。そこでは市場原理の大幅修正、環境や生活の原理の拡張が必然なのである。途上国はまず木材や農産物を売るしか発展の道がないという時代も終わつつあり、別の支援方法を考え、新たな貿易論が確立されねばならない。

農林業だけで自立できる農家は、せいぜい五％程度である。どうしても兼業が必要なのである。

論 説

もし近傍に中小都市もなく、農外就業の場がなければ、人は都市へと流出し、そこで生きていくほかはない。高度成長下に青年層が大量流出したのは、本来村の中で兼業で生きたかったものを、就業の場がないばかりに、やむなく親を村においたまま出たのである。

日本の総合開発計画は、一全総、二全総と続いて東海道メガロポリス、すなわち東京、大阪間の沿海部に集中投資することで、日本の戦後復興、さらには発展が見込まれるとしている。その後、三全総、四全総に至って「定住圏構想」、多極分散」を打ち出したが、大都市集中ととりわけ東京一極集中は収束せず今もなお続いている。とくに東京圏には日本の人口の実に三割が集まり、経済、政治、行政、教育文化施設等々圧倒的な比重を占めている。これでは人は、東京に出なければどうにもならないと考えるだろう。

こうした一極集中、大都市集中の構造を、根本的に是正しなければ、いかに農業の予算を増やし、農村振興をはかるうとしても焼け石に水で、限界がある。この点下

五、開放性地縁社会と自治体

以上のような諸条件の上に、財政、行政の権限委譲が伴えば、地

方の時代が来たといつてよいかもしれない。

ドイツ(とくに西ドイツ)は、一〇〇万人以上の都市は出来るだけ抑制し、全国に点在する中小都市の振興と、周辺農村の一体的振興を国是としたのである。農村からの「通勤可能性」を全国的に追求した。

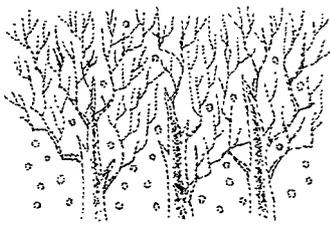
中小都市の配置は、就業の場であるとともに、生活と遊びの場でもある。農村といえども、これだけ情報化、都市化してくれば、近傍に買い物、教育、文化活動、そして遊びの場が最低限用意されなければ、とりわけ若い人たちは、そこに生涯を送ろうと思わないだろう。人は単に労働する存在ではなく、生活し、遊ぶ存在であり、トータルな人間的生活空間の形成すなわち地域政策の充実を目指してきたのである。

地方自治体は、今こそこの事実を一致協力して訴え続け、真の地域政策実現のため、声を大にして国政転換を迫らなければならぬ。それなくして地方自治、地域振興の確立は依然夢に終わるだろう。

その際地域社会はどの様な姿を取るようになるのか。私の考えでは、開放性地縁社会とでもいうべき社会となる。IT社会といわれるが、インターネットを通じて、人間関係はどこまでも拡散し、国内各地はもちろん、国外とも瞬時に結びつくような遠心力が働く。

他方伝統的社会は、地縁・血縁を基礎に幾重にも関係が重なり合う求心的社会である。時には争いもあるが、共に安らぎ、楽しみ、助け合い、憩う協同的社会である。遠心力と求心力で逆方向へと引き裂かれかねない、二つの社会原理の中で、基本となるのはやはり地縁社会である。その上に遠心的ネットワーク原理が、生活に広がりとなつた豊かさを加えていく形をとるのである。

もはや紙数がつきたが、自治体の役割は、住民と共にトータルな豊かさを持つ人間の生活の場を、一步一步作り上げていくことである。



損害保険

代理店

株式会社 千 里 (ちさと)

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

03-5512-4726(代)

営業所(全国27か所)

活 動

地方税財源拡充強化全国大会を開催

地方
六
団
体

全国町村会など地方六団体が構成する地方自治確立対策協議会は、十一月二十二日、東京の全国都市会館において「地方税財源拡充強化全国大会」を開催した。

同大会は、長引く景気低迷による大幅な税収減や累次の景気対策に伴い、地方財政は構造的な危機を迎えていることから、地方税源の確保、地方交付税総額の安定確保など万全の地方財政対策を講じるよう求めて開いたもので、地方自治体の知事・市町村長・議会議長など約五百人が参加、また、来賓として国会議員など約百八十名が出席し、自治大臣代理の中谷自治総括政務次官、朝日参議院地方行政・警察委員長から激励の挨拶が行われた。大会では全国町村会の宇都宮副会長（愛媛県宇和町長）が「地方税財源拡充強化に関する決議（案）」を朗読し、満場一致で採択された。

大会終了後、地方六団体代表は、古川官房副長官、自民党・溝手地方行政部会長、同・武藤税制調査会長、公明党・北側政務調査会長等に面接し決議事項の実現方を要請した。また、一般参加者においてもそれぞれ地元選出国会議員に対し要請運動が行われた。



決議を朗読する宇都宮全国町村会副会長

地方税財源拡充強化に関する決議

巨額の財源不足が続ぎ、今や地方財政は構造的な危機に直面している。景気の低迷により税収が伸び悩み、累次の景気対策として実施された公共投資の追加や恒久的減税等により財源不足が拡大し、借入金残高が激増している。また、個々の地方公共団体においても、財政構造の硬直化が急速に進み、行財政運営に深刻な影響を及ぼしている。さらに、平成十三年度においても、極めて厳しい財政状況が続くことが懸念されている。

一方、分権型社会に向けてスタートが切られる中、地方公共団体は、自主性・自立性を高めつつ、介護保険をはじめとする総合的な地域福祉施策、安全なまちづくり、良好な環境の保存・創造、生活関連社会資本整備、さらには高度情報化への対応等の重要政策課題に的確に対応することが求められている。

このため、地方公共団体が自ら一層徹底した行財政改革に取り組みことはもとより、地方分権改革の必然的課題である税財政基盤の拡充強化については、国から地方への税源移譲等を具体化するとともに、安定的な地方税財源の確保等のため、法人事業税に外形標準課税を早急に導入すべきである。また、平成十三年度の地方財政対策については、地方税財源の充実確保などにより、借入に依存した危機的財政状況から一刻も早い脱却を図り、行財政運営に支障の生じることのないよう、万全の措置を講じることが是非とも必要である。

よって、ここに全国の地方公共団体は総力を結集し、次の事項の実現を期するものである。

一 地方における歳出規模と地方税収との乖離を極力縮小する方向で、国と地方の役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲を基本と

して、地方税源の拡充強化を一刻も早く具体化すること。

一 外形標準課税については、税負担の公平性の確保や地方分権を支える基幹税の安定化等の観点から、その早期導入が喫緊の課題であり、平成十三年度税制改正により制度を導入すること。

一 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の地方公共団体の貴重な財源であり、その軽減は地方財政の運営に多大な影響を与えるため、現行制度を存続・堅持すること。

一 株式等譲渡益課税は、改正済みの法律の規定どおり、申告分離課税に一本化すること。

一 地方交付税については、大幅な財源不足に対処し、地方行政の計画的な運営を保障するため、交付税率の引上げ等により、地方交付税総額を安定的に確保すること。

一 地方債資金については、財政投融资改革後においても、長期・低利の良質な公的資金を安定的に確保すること。また、公営企業金融公庫の資金調達に対する政府保証を維持すること。

以上、決議する。

平成十二年十一月二十二日

地方税財源拡充強化全国大会
地方自治確立対策協議会

地域 I T の 推 進

自治大臣官房企画室 理事官 前 葉 泰 幸

1、補正予算における地域IT推進関連事業

情報通信技術（IT）による産業・社会構造の変革（いわゆる「IT革命」）の恩恵を全ての国民が享受でき、かつ国際的に競争力のある「IT立国」の形成を目指すことは、我が国の喫緊の課題である。この課題に対応するため、政府においては、いわゆる「E-ジャパンの構想」を推進することとしている。

去る十月十九日に決定された経済対策「日本新生のための新発展政策」においても、施設の整備、IT利用技術の向上、電子政府の早期達成等を図るための総合的な施策を推進することとされており、今回の国の補正予算において、そのための経費が盛り込まれたところである。

ここでは、自治省が今般の補正予算により取り組む地域IT推進関連事業のうち、電子自治体緊急整備事業とIT講習推進特別交付金について御紹介する。

2、電子自治体緊急整備事業

(1) 事業の背景

国と地方を通じた電子政府の実現については、二〇〇三年度までに構築するという政府としての目標が掲げられている。地方公共団体、特に市町村の電子化の推進は、そのための体制整備を図りつつ早急に取り組まなければならない課題となってい

(2) 事業概要

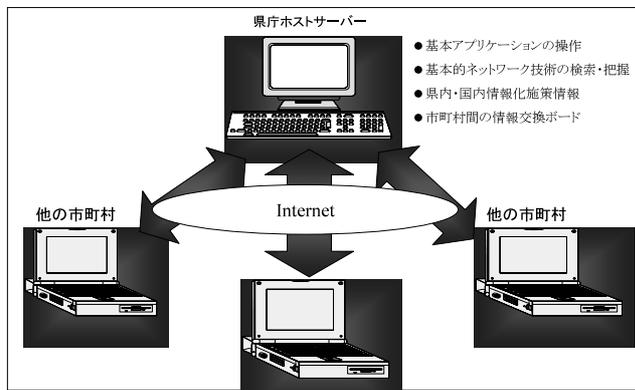
① 都道府県が、サーバ、クライアント端末、市町村を支援するためのアプリケーション・ソフト等の設備を整備する等の事業に対して、補助金（一〇分の一〇相当）を交付する。

② こつした設備等の活用により、今後、市町村が電子申請や総合行政ネットワークの構築をはじめとする電子化を進める上で必要不可欠となるネットワークに関する知識・情報の把握・検索等を図るとともに、各都道府県における管内市町村との施策動向等の迅速な情報共有、県・市町村間及び市町村相互間の緊密な情報交換等の実現を図る（図1参照）。

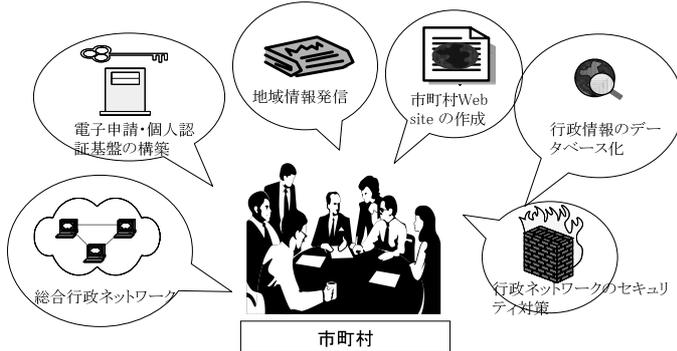
③ なお、市町村との連絡会議の開催等についても補助の対象とする。

図 1

電子自治体緊急整備事業



2003年の電子政府の構築に向けての課題...



政 策

指定された場所と時間に講習を受講することとなる。

事業の概要のイメージ図を図2に掲げる。

(4) 交付金を充てることのできる事業

交付金を充てることのできる事業(以下「交付金事業」という。)は、次に掲げる都道府県の事業としている。

① ②及び③の事業の実施のために設置する基金の造成

② I T基礎技能講習事業

③ I T基礎技能講習事業を行う市区町村(広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。)に対し補助金を交付する事業

この場合における、I T基礎技能講習は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとしている。

① 受講者のI T基礎技能(パソコンの基本操作、文書の作成、インターネットの利用及び電子メールの送受信に係る技能)を習得することを目的として新たに実施されるものであること。

② 時間数(基礎技能を超える技能の習得と一体となつて行われる講習にあっては基礎技能講習に係る部分の時間数)が十二時間程度のものであること。

③ 成人(満二十歳以上の者)

を対象とするものであること。

(5) 交付金等を充てることのできる経費

交付金事業において交付金、市町村補助金、基金及び当該基金を充てた市町村補助金(以下「交付金等」という。)を充てることのできる経費は、次に掲げる経費としている。

① 講習事業費

受講通知の郵送料、講師の謝金及び旅費、通信回線使用料、ソフトウェアの利用料、受講の手引作成、管理要員の雇用及び民間施設の使用料その他の講習の実施に要する経費(受講者の所有物となる教材費等受講者が負担する経費を除く。)

② 講習事務費

実施日時・場所の決定・広報、講師の確保、受講者の募集、受講申込の受付、受講者の決定、その他の講習の実施準備の事務に要する経費

③ 都道府県事務費

講習事業主体間の調整等を行う協議会の運営、教材に係る情報交換や調整、I T講習コーディネーターの派遣、講師等に対する説明会の実施、受講場所を示すマップの作成、住民への事業の広報、国・市区町村との連絡

調整その他の講習事業推進のための都道府県の協議調整等の事務に要する経費

④ 市区町村事務費

協議会への参加、県の連絡調整その他の講習事業推進のための市区町村の協議調整等の事務に要する経費

ただし、講習事業費に関し、次の区分毎に上限を設けている。

・小・中・高等学校、庁舎、公民館、図書館、博物館その他地方公共団体の施設において実施する講習

・国立・私立の大学・短期大学・高等専門学校、専修学校、各種学校、パソコン実習施設等地方公共団体以外の施設において実施する講習

また、地方公共団体以外の施設において実施する講習の割合や、事務費率にも上限を設けている。

(6) 交付金の額の算定方法

交付金の額は次に掲げる額の合計により算定するものとする。

① 人口規模別定額

都道府県事務費に相当する分を想定して、人口段階区分毎に定額を交付する。

② 人口規模別市区町村数割

講習事務費及び市区町村事務

費に相当する分を想定して、人口規模別の市区町村の区分ごとの数に一定額を乗じた額を交付する。

③ 施設数・人口割

講習事業費総額の五十五パーセントを施設割とし、公立小中高等学校数の当該都道府県のシェアにより交付する。

また、残りの四十五パーセントを人口割とし、二十歳以上人口の当該都道府県のシェアにより交付する。

4 地域におけるI T対応型社会の構築に向けて

I Tをめぐる昨今の動きは風雲急を告げるものであり、極めて速いといえる。地方公共団体は、迅速かつ的確にI T戦略を推進していくことが求められている。

ここで紹介した二つの施策を含め、社会経済のI T化の進展に対応し、地域におけるI T対応型社会の構築に向けて積極的な施策展開が期待される。

次週の「町村週報」は休刊させていただきます。

次号は十二月十八日発行です。



カサレ Now & News

簡保保養センターを 宮城県
災害時の避難所に 鳴瀬町

町は、有珠山噴火をきつかけに松島簡易保険保養センター「かんぼの宿松島」が災害時の協力を申し出たことを受け、洪水や地震などが起きた際、体育館がある同センターを住民の避難所にしたたり、炊き出しや浴場の提供をするなど、町の災害救援活動に協力する協定を結んだ。

住民参加型福祉の 福島県
「ゆづあいネット」実施 本宮町

町社会福祉協議会は、高齢者や障害者のいる家庭に対し家事手伝い、身体介護、通院等の移送、子育て支援、手話・点訳等情報伝達の五種類のサービスを有料で行う事業として、介助を受ける利用会員、サービスを提供する協力会員、資金援助する賛助会員の三者で構成する住民参加型福祉サービス「ゆづあいネット」を行っている。

iモード用ホームページ開設 群馬県
町立図書館は、NTTドコモの携帯電話サービス「iモード」で、約十一万冊の図書やビデオ・CDなどの作品名と著者名・演奏者名で検索できる蔵書検索サービスや、図書館からのお知らせなどを「iモード」で見ることができ、iモード用ホームページを開設している。

町職員倫理規程の策定 千葉県
で倫理教育の徹底 千葉市
町は、倫理行動基準、倫理監

督者の設置、利害関係者の定義などを規定し、利害関係者から接待を受けたり、金品や物品を受け取ったりすることを禁止した町職員倫理規程を策定するとともに、規程内容を解説した教本も作成し、倫理教育の徹底を図っている。

高齢者用配食サービス 石川県
の対象を拡大 野々市町

町は、六十五歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を対象に、一日につき一食分の一部を町が補助する配食サービスを実施しているが、対象を広げ、扶養義務者と同居している場合でも扶養義務者の都合で食事が用意できない介護保険該当者については利用できるようにした。

カラマツ利用促進で 長野県
補助金制度 望月町

町は、町内の山林に植樹されたカラマツの利用を促進するため、カラマツ材を使った屋根付きのゴミ収集施設を設置する地区住民に対し、三十万円を上限に補助金を交付する制度を実施している。

新聞配達員による早期 岐阜県
通報モニター制度実施 北方町

町は、町内全新聞販売店九店の配達員五十二人を早期通報モニターに委嘱し、各配達員にPHSを貸し出して犯罪や事故などの異変や不審な点に気付いたときは、町役場や地元警察署に即座に通報してもらう制度をスタートさせた。

「全員協議会を原則公開」 奈良県
斑鳩町

町議会は、議案の取り扱いや議会運営などについて話し合う「全員協議会」の傍聴について、住民から「全員協議会の原則公開を求める請願」が提出されたことを受け、議会が定める委員会条例や会議規則、傍聴規則などを準用し、会議録を作成することなどの措置を講じて、全員協議会を原則公開とした。

「ちびっ子医療制度」の 山口県
対象を拡充 大島町

若年低所得者世帯の負担軽減を図り若者定住を促進するため、町は、入院、通院、歯科医療費の全額を町が負担する幼児児童向け医療費補助制度「ちびっ子医療制度」の対象を、従前の未就学児までから、小学三年終了時まで拡充した。

「ナイター議会」の 香川県
開催と中継放送 三野町

議会に関心を持ってもらい、議会の活性化を図っていくため、町議会はサラリーマンなど昼間仕事で忙しい人たちでも議会が傍聴できるよう、午後六時から「ナイター議会」を開くとともに、町社会福祉センターの会議室にも席を用意し、議会の様子をプロジェクターで映す試みも行った。

自然を生かす 福岡県
「那珂川整備計画」を検討 那珂川町

町は、町内を南北に貫き、町名の憩いの場にするために、水質

浄化、景観保全などについて検討し、自然をそのまま生かすことを柱にした那珂川整備計画を二〇〇一年度末までに策定していく。

「体験であい塾 長崎県
匠たくみ」開設 厳原町

地元の資源を生かした観光活性化をめざしている町は、対馬の特産品であるそばと、すずりの素材となる県の伝統的工芸品「若田石」を活用し、観光客がそば打ちやすずり作りを体験できるそば工房とすずり工房を備えた施設「体験であい塾 匠たくみ」を開設した。

暴力・暴走行為の 宮崎県
撲滅条例を制定 門川町

町は、町民生活を脅かす暴力・暴走行為の撲滅を目的に、暴走行為を見かけた際は、速やかに警察に通報することや、変形ハンドルやマフラーを販売しないなど、地域一体となって取り組むことを趣旨とした「交通安全の推進及び地域安全の推進等に関する条例」を制定した。

ドイツ製風力発電 鹿児島県
装置の建設に着手 長島町

新エネルギー産業技術総合開発機構の補助金を受け、風力調査とシステム設計を行っていた町は、ドイツ製で、高さ四十六メートル、回転翼の直径四十六メートルの風力発電装置の建設に着手し、二〇〇一年三月ごろのテスト運用をめざしている。

カサレ Now & News

情 報

牛乳の時間

栗原直
精神科医

いつかイタリア北西部のひなびた海岸を旅行したとき、街の中をネコがゆうゆうと歩くのに驚かされた。日本のネコだったら、周囲の人の様子を窺いながら、逃げるように道路を横切ったはずなのである。

このリグリア海岸の漁村では、魚が一杯とれる。ネコもお裾分けにあずかるから、少々が近づいたくらいでは、走って逃げないのである。人々も土地でとれた魚や肉、野菜などを食べて満足している。土地に根ざした生活は、ネコでも人間でも行動を落ち着かせるのである。

人がセコセコ早足で歩くのは、ソウルとニューヨークだそうである。ソウルはよく知らないが、少なくとも私の印象では、ニューヨークの人たちは、東京よりもセツカチに歩いていった。極端な表現をすれば、コマ落しの映画でも見ているようだった。

「待つてはいられない」というのが、アメリカ人や日本人に共通の心理らしい。たとえば水道水の浄化も、急速沈澱法によって、一気に大量の飲み水を作る。水がす

ぐに出来て効率がいいように思えるが、それに使うアルミ塩がアルツハイマー病を起こすという説がある。また日本人の潔癖主義は、伝染病を防ぐため必要以上の高濃度の塩素を使うから、プールでは水が眼にしみて仕方がないし、トリハロメタンも出来て、がんを起こす危険がある。

水をゆっくりろ過する方法なら、塩素もそんなに要らず、もっとおいしく水が飲めるはずだ。昔の水道水はカルキ臭くなかった記憶がある。もっと塩素を使わない方法がいいと思う。

最近、文藝春秋九月号の平沢正夫氏の意見に、いろいろ啓発された。日本では牛乳の消毒に急速滅菌法を使っているそうである。これは百二十度から百三十度の超高温で二秒間過熱し、速やかに牛乳を殺菌する方法である。この方法では、手っとり早くいったん全部の菌を殺すが、乳酸菌も死んでしまつので、後から侵入する菌の繁殖が抑えられない。

しかし世界の大部分の国では、牛乳は六十三度三十分(七十二度十五秒もある)で時間をかけて消毒する方法が主流である。これはフランスのパスツールによって考案された低温殺菌法である。

この方法だと乳酸菌が牛乳の中に残るから、病原菌が少々生き残っても、繁殖を抑えられるのである。したがって牛乳はすぐには腐敗せず、かえって長持ちする。

だから雪印乳業や他の大手のよう超高温殺菌法を使って牛乳を消毒すれば、腐敗を防ぐ乳酸菌も無くなるから、バルブのカスの洗浄をさぼったりすると、かえって病原菌が繁殖してしまう。そして菌が作ったエンテロトキシンなどの毒素は、高温でも破壊されないから、牛乳を飲んだ人が中毒になるわけである。

日本の水道水は、過剰な塩素やアルミ塩を使って、いわば腕力で大量に水を作ろうとする。牛乳の場合も、いきなり高温加熱によって、工業製品のように大量生産をしている。そのときゆっくり水を沈澱させるとか、微生物の力をかりて病原菌の繁殖を防ぐような生物学的な立場を取っていない。

しかも牛乳の中のカルシウムは、高温加熱すると、利用しにくくなるらしい。高原の牧場や外国で飲んだ牛乳は、もっと美味しかった気がする。それは人工の味に慣れたわれわれの身体が、天然の微妙なコンビネーションによって復活することに、喜びを感じるからである。

もつとイタリア人のように、地でとれた魚や肉、野菜などを食べることに、喜びを感じる生活をしたい。それにはスピード第一の効率主義を信用しないこと。生物同士のバランスによってわれわれが生かされているのを感じると、が必要なのである。

十二月の俳句カレンダー

冬菊のまとはおのがひかりのみ

水原秋桜子

季語は「冬菊」。九月九日の「重阳の節句」の後の菊は「残菊」と言い語感も淋しい。「冬菊」は草花が色を失った冬の庭に、小さいながらも凛と咲き続ける。多くは黄色で華やかさはないが、誇らしげに咲いている。作者が詠んだのは、庭に咲く小菊そのままか、一輪挿しなどに活けた様子か定かではないが、「まとはおのがひかりのみ」は、「持つて生まれた自らの美しさを感じる存分に發揮している」と小菊の可憐さを愛しんでいるように読める。表現上も「冬菊」のみ漢字で、それが一層強調されていると思う。

下駄買って筆筒の上や年の暮

永井荷風

季語は「年の暮」。日常生活では下駄を履く人をほとんど見かけなくなつてしまつたが、お正月ぐらいは和服を着て桐の下駄で、という人も少なくないと思う。この句はもちろんだ下駄が日常の履物であった時代の作。お正月には普段履きに替えて新品をと、買った下駄が暮の内は筆筒の上に置かれていたという、まことに庶民的な市井の生活俳句。昭和十二年の朝日新聞連載小説「墨東編」で玉ノ井の花街など東京の下町を描いた、永井荷風ならではの作品と言える。下駄ではないにしても、案外今でもこれに似た光景はあるかも知れない。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

公務員の年金一元化へ

大蔵・自治両省は十一月九日、政府の公的年金制度に関する一元化懇談会に対し、国家公務員共済年金(国共済)と地方公務員共済年金(地共済)について、二〇〇四年の次期年金財政再計算までに財政を一本化し、統合する方針を示した。

公務員共済は、現在、国家公務員共済と、八五の地方公務員共済に分かれており、加入者数は、国共済が、一一一万人、地共済が、三三二万人となっているが、国共済・地共済はとも公務員という職域に適用される年金制度であり、給付面についても統一がとれていることから、両制度の財政単位の一元化をはかるというもの。

一元化にあたっては、現行は国共済が月収の一・八・三九%(半分は国庫負担)、地共済が一六・五六%半分は自治体が負担)となっている保険料率を同じにし、保険料から給付までを一元化する方針。

今後の検討の進め方として、両制度が独立して運営されてきた経緯等についても配慮しつつ、地共済内部に、地方公務員共済組合の統合問題に関する検討会(仮称)を設けるほか、地共済・国共済間に自治省、地共済連合会、大蔵省、国共済連合会で協議会を設けて具体的な枠組みを検討する場を設置し、対応策について早急な合意形成を図ることとしている。

地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会発足

自治省

自治省は、地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応方策研究会(座長、吉田弘正・地域総合整備財団理事長)を発足させた。公金預金の運用のあり方や指定金融機関が破綻した場合の対応策などを検討、平成十二年十二月末までに中間取りまとめを行う。

預金保険法等の一部が改正され、平成十四年四月から(決済性預金については平成十五年四月から)ペイオフが解禁された場合、地方公共団体の公金預金についても一千万円超の部分に保護措置がなく、自らの責任で対応することが必要となる。

殆どの地方公共団体では、地域経済対策としての地元金融機関の活用や、中小企業等への制度融資にかかると預託等、安全確実という基準だけで預入先を選択することは困難な状況にある。このため、学識経験者、地方公共団体、金融機関等関係者による研究会を発足させ、検討することとしたもの。

主な検討テーマとしては、①金融機関の経営状況を把握するための方策②歳計現金・歳計外現金のうち決済性預金と同様の意義を有するものへの対応③制度融資に係る預託への対応④各種基金及び上記以外の公金預金への対応⑤金融機関破綻時に、やむを得ず損害が生じた場合の対応など検討する。

家畜伝染病予防法改正案成立

今年の三月から五月にかけて、国内では九十二年ぶりに、家畜伝染病の口蹄疫が発生したことから、「家畜防疫に関する研究会」において、国内防疫及び輸入検疫のあり方、現行法制度の改善について議論がなされた。この報告を基に、家畜伝染病予防法の改正案が提出され、十一月十六日可決成立した。

主な改正点は、①感染の恐れがある家畜の検査徹底のため家畜の移動禁止期間を、十日以内から二十一日以内に延長する②通行遮断期間を、四十八時間以内から七十二時間以内に延長する③家畜所有農家が行うこととなっている患畜の殺処分・焼埋却について、緊急時には家畜防疫員が実施できる④知事は家畜伝染病の病原体により汚染、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両等施設の所有者に期限を定めて消毒を命ずることができる⑤穀物のわら、飼料用の乾草を動物検疫の対象とする⑥予防及び原因究明のため、報告対象に飼料製造・輸入・販売業者を加える 等である。

これら改正の背景には、①典型的な臨床症状を示さない口蹄疫ウイルスの出現により、検査に日数を要する②畜産経営の大規模化により、大量のと殺・焼埋却を短時間に実施することが困難である③輸入粗飼料を感染源とした家畜伝染病発生危険性が増大している 等があり、関係機関の役割を明確化し、防疫体制の強化を目指している。